

ラオス人民民主共和国  
平和 独立 民主 統一 繁栄

国民議会

番号 24号/国民議会

首都ビエンチャン、2022年12月29日

## 公証法（改正）

### 第I編

#### 一般規定

#### 1条 目的（改正）

本公証法は、公証が真実と法律に正しく、法的な正当性を増大させ、個人、法人そして組織の正当な正義、権利並びに利益を保護し、治安維持、社会の良き秩序と国家の経済 - 社会発展に貢献するために、公証業務の執行、活動、管理、監視に関する、原則、規則と措置を定める。

#### 2条 公証<sup>ii</sup>（改正）

公証とは、法規則あるいは契約相手又は認証を求めている者の自発的な意思を基本として、契約書並びにその他書類が事実に沿って正当で合法であるということに関して、公証機関によってなされる認証である。

#### 3条 用語の定義（改正）

この法律の中で使用されている用語の意味は以下の通りである。

- ຜູ້ຂໍຢັ້ງຢືນ（認証を求める者）とは、個人、法人あるいは組織において、契約又は他の書類の認証を公証人に求める者を意味する。
- ເອກະສານສະບັບຕົ້ນ（原本）とは、最初に作成された手書きまたは印刷されたオリジナルの書類で、内容形式が正しく、個人の署名または拇印があるか、その書類を発行または公布した組織の署名または公印があり、法的に有効なものを意味する。同時にオリジナルの内容形式が正当な、彫刻、絵画、写真、記録を含む。
- ເອກະສານສຳເນົາຖ່າຍ（複製された書類）とは、原本を、写した、印刷した、あるいはコピーしたもので、内容と形式が明確に原本と同じであるものをいう。
- ພະນັກງານຂອງອົງການທະບຽນສາມ（公証職員）とは、公証機関の中において業務役割執行のため任命を受けた個人のことであり、機関長、機関次長、公証人（ナーイ・タビアンサーン）、一部

の業務補助職員から成る。

5. ຍາດໃກ້ຊິດຂອງຕົນ（自身の近親者）とは、夫側並びに妻側の親せきである個人を意味する。例えば、父母、養父母、異父母、妻の両親、夫の両親、実子、養子、連れ子、孫、兄弟姉妹、叔父叔母、伯父伯母を意味する。
6. ຖານຂໍ້ມູນ（データベース）とは、多様な形式または方法でアクセス可能な、電子的に構築された情報の集合体である。

#### 4条 公証業務に対する国の政策

真実と法律に沿った正当性を保証し、自身の正当な権利と利益を保護するために、国は、個人、法人並びに組織が、自身が作成したところの契約や他の書類を公証によって認証することを促進し支援する。

国は、人材育成、予算、車両、機材の供給に真剣に取り組み、並びに公証業務活動に便宜を供与し、近代的にし、一步ずつ公証機関が予算面で自立するように条件を整える。

#### 5条 公証業務に関する原則（改正）

以下の原則を基礎として公証業務を実施する。

1. 憲法と法律に合致する
2. 契約者双方の平等と統一性を保証する
3. 迅速、包括的、完全に、客観的、倫理的であること
4. 他セクター、地方行政組織、関係のその他組織と協調すること
5. 公証の認証を受ける契約や他の書類の安全を保障し、秘密を厳守する

#### 6条 公証業務で使用される言語（改正）

公証業務にて使用する言語は、ラオス語でなければならない。認証を請求する契約書または書類が外国語の場合、ラオス語に翻訳しなければならない、あるいは認証に参加する誰か1人がラオス語が分からない場合は、通訳をつけなければならない。

#### 7条 法律適用の範囲（改正）

本法は、ラオス人民民主共和国における公証業務活動で、国内外の個人、法人あるいは組織に適用される。

## 8条 国際協力 (改正)

国は公証業務に関して、技術、専門分野とニュース情報面においての知識経験の交流、人材資源開発、公証に関する法律の価値を知ることによって、公証業務を発展させ、ラオスが加盟する国際条約と関係の国際約束の執行のため、外国、国際地域、国際社会と協力関係を持つことを促進する。

### 第II編

### 公証業務

#### 第1章

#### 公証認証 (カーン・ヤンユーン・タビアンサーン)

## 9条 公証認証 (改正)

公証認証は以下の通り。

1. 契約
2. 遺言書
3. 特有財産、共有財産、共有物に係る所有権
4. 複写された書類
5. 署名または拇印
6. 写真と個人との比較
7. 書類提出の時間と場所
8. 翻訳
9. 遺産相続に係る書類
10. その以外の書類

## 10条 契約の認証 (新)

契約の認証とは、事実と法律に従って、契約の内容の正当さを認証することである。

公証認証する必要のある契約は以下の通り。

1. 登録制度のある乗物の、売買契約、交換契約、レント・トゥー・パーチェス契約、贈与契約、移転契約
2. 不動産の売買契約、交換契約、賃貸契約、贈与契約、移転契約
3. 不動産または登録のある乗物により担保された消費貸借契約
4. パートナーシップ契約
5. すべての種類の株式またはビジネスの売買、贈与、移転契約

6. コンセッション契約

7. 法律により公証機関の認証を規定された契約

上記に述べた契約以外の契約も公証機関において認証を受けることが可能である。

#### **11条 遺言書の認証（新）**

遺言書の認証とは、遺言書の登録と保管について認証することである。

#### **12条 特有財産、共有財産、共有物に係る所有権の認証（新）**

特有財産、共有財産、共有物に係る所有権の認証とは、法律上の証拠として、これら財産について認証認知することである。

#### **13条 複写された書類の認証（新）**

複写された書類の認証とは、元本の書類から、法律上の証拠として正しく、完全に明確に複写された書類の認証である。

#### **14条 署名または拇印の認証（新）**

署名または拇印の認証とは、認証を求める者の署名または拇印で、公証人の前でされた署名または拇印の認証のことである。

#### **15条 写真と個人との比較（新）**

写真と個人との比較認証とは、公証人の前で、写真が法律的に価値があるよう、認証を求める写真と関係者の実物を比較し認証することである。

#### **16条 書類提出の時間と場所の認証（新）**

書類提出の時間と場所の認証とは、個人、法人または組織が、関係の組織に対し書類を提出した時間、日付、月、年と場所を法的な証拠となるよう認証することである。

#### **17条 翻訳認証（新）**

翻訳の認証とは、法的な証拠とするため、ラオス語の外国語への翻訳、又は外国語のラオス語翻訳について認証することである。

翻訳者は、自分の翻訳物の内容について責任を持たなければならない。

#### **18条 遺産相続に係る書類の認証**

遺産相続に係る書類の認証とは、遺産相続のリスト、遺産相続の受取、遺産相続の放棄、相続遺産の分配の記録そして公証を求める者の遺産相続に係るそれ以外の書類について、法律的に価値あるものにするため認証するものである。

### 19条 認証の価値（改正）

事実と法律に正しく公証機関認証を受けた契約または書類は、証拠としての価値を持ち、何かしらの活動の実施において重要な条件となり、契約当事者、認証請求者または関係者に対し強制的効果を持ち、関係機関の紛争解決の検討または事件手続において法律上の証拠となる。

事実と法律に正しく公証機関認証を受けた売買契約、消費貸借契約は、どちらかの側が契約上の義務を果たさない時には、もう一方の不利益を得る側は、人民裁判所に対し強制執行のための処分を下すよう申請する権利がある。

## 第2章

### 公証認証のプロセス

#### 20条 認証プロセス（改正）

公証認証は、以下のプロセスに沿って実施すること。

1. 認証請求
2. 認証審査
3. 公証人の面前
4. 認証書類提出

#### 21条 認証請求（改正）

認証請求を目的とする国内外の個人、法人あるいは組織は、自分が居住する場所または近隣のまたは契約を行った場所の、または契約の目的物である不動産所在地の公証機関に対し、直接または電子的に認証請求書を提出する必要がある。

認証請求に際しそろえる書類については、別の規則にそれを定める。

#### 22条 認証の審査（改正）

事実と法律に従った正当性を保証するために、認証請求を受けた後、公証人は、認証を請求されている契約あるいはその他書類に関する実際の情報・証拠を詳細に、深く、客観的に検査、研究をしなければならない。

もし情報・証拠が正しく、完全、明確で、事実であった場合には、公証機関は認証請求を受理した日から数えて、公務日3日のうちに認証審査をしなければならない。

もし情報・証拠が完全でない、明確でない場合には、追加の情報を請求する必要がある、その場合、期限を延ばすこともできるが、最長でも15日間を超えないこと。

### 23条 公証人の面前手続（新）

契約当事者または認証請求者は、公証人の面前に来所し、認証をもとめる契約または書類の内容について、お互いに確認し、承認し、意思統一する。ただし、書類の複写の認証、書類提出の時間と場所の認証、また翻訳認証についてはこの限りでない。

もし必要性があり、契約当事者または認証請求者が同時に公証人の面前に来所できない時、公証人は、別々に面前手続を行うことができる。

面前手続には2種類の方法があり、直接面前手続と電子的面前手続である。

### 24条 認証請求者の義務（改正）

認証請求者は、以下の義務を有する。

1. 自身が認証を請求する契約と他の書類に関して、正しく、完全に揃った、明確な情報あるいは証拠を提供する。
2. 身分証明カードあるいは家族登録証あるいはパスポートあるいは自身への委任状あるいは任命書を提出する。
3. 法律と規定に従って手数料とサービス料を支払う。
4. 法律の中で規定されているように、その他の義務を実行する。

### 25条 認証書類の提出（改正）

公証認証を受ける契約書と書類は、認証を請求する個人、法人または組織からのみ提出を受けつけ、文書での提出と受領の署名を行う。

## 第3章

### 公証の情報システム

### 26条 公証情報システム（ラボップ・コームン・カオサーン）<sup>iii</sup>（新）

公証情報システムとは、紙媒体とデータベースで、情報を収集、取り纏め、保管、分析、研究、モニタリング、検査、システムとして整備、提供を行うものである。

## 27条 公証情報システムの構築

司法省が、公証情報システムを構築し、改良し、管理、利用し、同時に関連する他省庁、組織、地方自治組織と協調し、公証に関する情報、ニュースを提供し交換する。

県司法課、郡司法事務所と外国にあるラオス人民共和国の在外公館または領事館が公証情報システムを構築、改良、管理、利用する。上記データベースについては、司法省のデータベースと接続させること。

## 28条 公証情報へのアクセスと利用（新）

国内外、国および民間の個人、法人、組織は、自分の業務活動の中で、公証情報にアクセスし、利用することができる。

公証情報の利用については、公証機関の許可を得ること。

# 第4章

## 保管と破棄

### 29条 保管（改正）

認証を受けた契約と書類は、それを認証した公証機関において保管しなければならない。保管においては、体系的に契約と書類の種別で分類し、安全を保障しなければならない。

認証を受け、データベースへの登録を終えた契約と書類は、永久にそれを保管する。紙媒体の契約書は、オリジナルを契約の期間が終了した日から数えて20年間保管する。紙媒体の書類については、公証で認証を受けた日から数えて10年間保管する。

遺言として登録がされた遺言状については、民法典の規定にしたがって遺言の開始がされるまでそれを保管する。

### 30条 破棄（新）

破棄とは、紙媒体の公証機関認証を受けた契約と書類で、保管期間が終了したものを、シュレッダー、焼却、破断、またはそれ以外の適切な方法で破棄することである。

破棄についてその都度委員会を任命し、記録をつけること。

破棄に関する詳細規定は、別にそれを定める。

# 第5章

## 公証の撤回

### 31条 公証認証が撤回される原因（新）

公証認証の撤回については、以下の原因のうちの一つに該当すること。

1. 公証認証が、事実及び／または法律に即して正当でなかった。
2. 公証認証が、公証人の面前で行われていない
3. 公証認証された書類または情報が、偽造されたもの、または事実に正しくない、法律に合致しない書類であったとき
4. 公証認証させる目的で、強制、脅迫または暴力、詐欺があった
5. 公証認証において（公証人）の自分の夫または妻または親類、個人的利益を関連していたとき

### 32条 撤回の検討（新）

契約当事者、認証申請者、不利益を受けた者、また公証機関は、上位の公証機関に対し、公証認証の撤回を申請することができる。

公証認証撤回申請書を受理したのち、上位の公証機関は下位の公証機関の認証について、撤回か、不撤回かを、申請書を受理した日から数えて30日以内に検討しなければならない。その後下位の公証機関と関係者に結果を通知する。

外国におけるラオス人民民主共和国の在外公館または領事館の公証認証については、撤回か不撤回かを外務省が検討する。

## 第III編

### 公証機関の組織

#### 第1章

#### 公証機関

### 33条 所在地及び役割（改正）

公証機関は、司法セクター及び外務省の管轄下にあり、契約及び文書の認証を行う役割を担う機関である。

### 34条 組織体制（改正）

公証機関の組織体制は以下のとおりである。

1. 司法省公証局
2. 県司法課公証部門
3. 郡司法事務所公証ユニット

さらに、ラオス人民民主共和国の在外公館及び領事館にも公証ユニットが設置される。

### 35条 権利及び義務（改正）

公証機関は、その責任の範囲内において、以下の権利及び義務を有する。

1. 公証業務に関する規則の立案及び改正
2. 公証機関の職員の計画、立案、研修を行うこと。
3. 本法第9条の規定にしたがい、事実及び法令に基づき正確に公証認証を行うこと。
4. 公証認証に係る手数料及びサービス料を徴収すること。
5. 公証業務に関する法令、規則を公表し、周知すること。
6. 認証された契約書及び文書を体系的かつ安全に保管すること。
7. 公証業務を実施するために、他の関係者と協調すること。
8. 上位公証機関に対し、不正確な公証を撤回するよう申請すること。
9. 業務の実施状況に関係する上位機関に定期的に報告すること。
10. 法令に定めるその他の権利を行使し、その他の義務を履行すること。

ラオス人民民主共和国の在外公館及び領事館の公証ユニットは、ラオス人民民主共和国に所在する不動産の売買、譲渡、移転、賃貸及び担保契約の認証を行うことはできない。

### 36条 人員構成（改正）

公証機関の人員構成は、次のとおりとする。

1. 機関長
2. 次長
3. 公証人
4. 若干名の補佐公務員

## 第2章

### 公証機関長及び公証人

### 37条 公証機関の長（新）

公証機関の長は、関係法令に基づき任命される公証機関の局長、課長及びユニット長とする。

### 38条 公証機関長の権利義務（新）

公証機関機関長は、次の権利義務を有する。

1. 法的保護の下で公証機関業務を執行すること。
2. 契約書及び文書が事実であり、かつ適法であると認証すること。
3. 法律に違反し、または国の良き慣習や伝統に反する契約および文書の認証を拒否する。
4. 公証人の任命または解任を自分の統括機関に提案する。
5. 契約当事者または認証申請者の法的権利および利益を尊重し、保護する。

6. 契約当事者または認証申請者が書面で合意した場合、または法律で認められている場合を除き、公証機関業務に関する秘密を保持する。
7. 認証した契約および文書に関して、法律および契約当事者または認証申請者に対して責任を負う。
8. 法律で定めるその他の権利を行使し、その他の義務を履行する。

### 39条 公証機関次長の権利と義務（新）

公証機関次長は、業務の遂行において、公証機関長を補佐する権利と義務を有し、公証機関長から委託された業務について責任を負う。

公証機関長が不在の場合、または職務を遂行できない場合には、公証機関次長が代理となる。

### 40条 公証人（ナーイ・タビアンサーン）（新）<sup>iv</sup>

公証人は、公証機関業務を行う権限を有し、司法大臣によって任命される者である。ラオス人民民主共和国の在外公館及び領事館の公証機関ユニットの公証人については、外務大臣が任命する。

### 41条 公証人の基準（改正）

公証人は、以下の基準を満たさなければならない。

1. ラオス国民であること。
2. 25歳以上であること。
3. 職務遂行において、強い政治的資質、革命的な道徳的資質、倫理観、および誠実さを有すること。
4. 高等ディプロマ以上の法学教育を受け、司法分野で5年以上勤務したことがあること。
5. 公証機関に関する専門課程または研修を修了していること。
6. 裁判所において故意による有罪判決を受けたことがないこと。
7. 健康であること。

### 42条 公証人の権利義務（改正）

公証人は、次に掲げる権利及び義務を有する。

1. 契約及び書類が事実及び法令に照らして正確であることを確認するため、調査及び審査を行うこと。
2. 公証機関の認証に用いる情報及び書類の提供を、関係する個人、法人及び組織に求めること。
3. 契約当事者及び認証申請者に対し、法令に基づく権利、義務及び利益について説明、指示及び助言を行うこと。

4. 調査した契約及び書類に関する秘密を保持すること。
5. 審査した契約及び書類に関して、公証機関の長に対して責任を負うこと。
6. 法令に定めるその他の権利を行使し、その他の義務を履行すること。

#### 43条 公証人の解任（新）

公証人の職は、次のいずれかの場合に解任される。

1. 公証人の職を辞任した場合。
2. 他の職に異動した場合。
3. 業務執行能力を失った場合。
4. 法令違反による公証人の職を解かれた場合。
5. 死亡した場合。

### 第IV編

#### 手数料およびサービス料

#### 44条 手数料（改正）

手数料とは、公証機関を通じて公証認証を申請する個人、法人又は団体から現金で徴収される国家行政手数料である。

公証認証手数料の徴収及び納付については、随時公布される手数料及びサービス料に関する国家主席令に従う。

#### 45条 サービス料（改正）

サービス料とは、非営利目的及び国家予算支出の補填を目的として、公証認証を申請する個人、法人又は団体から現金で徴収される公証機関の技術行政手数料である。

公証認証サービス料の徴収及び納付については、随時公布される手数料及びサービス料に関する国家主席令に従う。

### 第V編

#### 禁止事項

#### 46条 公証機関職員の禁止事項（改正）

公証機関職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

1. 自己、家族、親族又は仲間の利益を図るため、権利、義務又は地位を濫用し、暴力、威力又は脅迫を用いること。

2. 認証申請者の書面による同意がある場合、又は法令により別途認められている場合を除き、調査又は認証手続き中に知り得た、認証を申請する契約書又は文書の内容に関する情報を開示すること。
3. 調査又は認証した情報を私利のために、又は他人の権利利益を害するために利用すること。
4. 認証申請者の業務を妨害し、遅延させ、若しくは困難を生じさせ、又は認証を申請する文書を隠蔽し、若しくは滅失させること。
5. 認証手続きに違反すること。
6. 個人、法人又は組織に対し、賄賂を要求し、求め、又は受け取ること。
7. 法令に違反する手数料又はサービス料を請求すること。
8. 事実、法律、社会の平穏若しくは秩序に反する事項を認証すること。
9. 自己、夫又は妻又は近親者に関連する契約書又は文書を認証すること。
10. 職務の遂行において、怠慢、偏向、又は一方の味方をする事。
11. その他法令に違反する行為をすること。

#### **47条 認証申請者に対する禁止事項（改正）**

認証申請者は、次に掲げる行為をしてはならない。

1. 情報を隠蔽し、文書を偽造し、又は偽造文書を用いて認証を申請すること。
2. 公証機関の職員に対し、強要、脅迫、暴力を用い、又は虚偽の申告若しくは欺瞞をすること。
3. 公証機関の職員に対し、賄賂その他の利益を供与すること。
4. その他法令に違反する行為をすること。

#### **48条 個人、法人その他組織に対する禁止事項（改正）**

個人、法人その他組織は、次に掲げる行為を行ってはならない。

1. 公証機関の職員の職務の遂行に協力せず、又は妨害すること。
2. 公証機関に契約書又は書類の認証を求めないよう他人をそそのかすこと。
3. 公証機関の職員への賄賂の授受を仲介すること。
4. 知りながら契約書又は書類について虚偽の情報を提供すること。
5. 公証機関の職員と共謀し、認証のために提出された契約書又は書類の内容を変更すること。
6. その他法律に違反する行為を行うこと。

**第VI編**  
**公証業務の管理及び監督**  
**第1章**  
**公証業務の管理**

**49条 管理組織（改正）**

政府が、司法省及び外務省に直接責任を負わせ、関係省庁、機関及び地方行政機関との調整を図り、全国の公証業務を一元的かつ統一的に管理する。

公証業務の管理組織は、以下のとおりとする。

1. 司法省
2. 県司法課
3. 郡司法事務所
4. 外務省

**50条 司法省の権利及び義務（改正）**

司法省は、公証業務の管理において、以下の権利及び義務を有する。

1. 公証業務に関する政策、法律及び規則を調査し、策定し、政府に検討のため提出すること。
2. 公証業務に関する政策、法律及び規則を計画、プログラム、プロジェクト及び実施として策定すること。
3. 公証に関する政策、法律、規則の広報、普及、啓発
4. 全国における公証の実施状況を監督・監視する。
5. 法律に違反する公証局の認証を取り消す。
6. 公証局の提案に基づき、公証人を任命または解任する。
7. 政治、思想、人格、倫理、専門知識の観点から、公証組織の人員を育成・向上させる。
8. 公証情報システムを構築、管理、利用する。
9. 個人、法人、または組織からの提案を受理し、検討・解決する。
10. 関係省庁、機関、地方行政組織と調整を行う。
11. 公証業務に関して、外国、国際地域、国際社会と連携を図り、協力する。
12. 公証業務の実施状況を定期的に政府に総括して報告する。
13. 法律に定めるその他の権利を行使し、その他の義務を履行する。

## 51条 県司法課の権利と義務（改正）

県司法課は、公証業務の管理において、その責任範囲に応じて、以下の権利と義務を有する。

1. 公証業務に関する政策、法律、規則を実施する。
2. 公証業務に関する政策、法律、規則を広報し、普及する。
3. 公証業務の実施状況を監督し、監視する。
4. 司法省の承認を得て、県行政機関に対し、公証部門の設立及び解散、部門長及び次長の選任又は解任を提案する。
5. 公証局に対し、公証人の選任又は解任を提案する。
6. 司法省に対し、公証組織の新設及び人事強化を提案する。
7. 公証情報システムを構築、管理及び利用する。
8. 個人、法人又は組織からの提案を受理し、検討し、解決する。
9. 関係部署及び関係当事者との調整。
10. 委託に基づき、公証業務に関して外国との連絡及び協力。
11. 公証業務の実施状況を定期的に総括し、司法省及び県レベルの行政機関に報告する。
12. 法律に定めるその他の権利を行使し、その他の義務を履行する。

## 52条 郡司法事務所の権利義務（改正）

公証業務の管理において、郡司法事務所は、その責任範囲内で、以下の権利及び義務を有する。

1. 公証業務に関する政策、法律及び規則を実施する。
2. 公証業務に関する政策、法律及び規則を普及する。
3. 公証業務の実施状況を監視及び検査する。
4. 県レベルの司法課に対し、公証人の任命又は解任を提案する。
5. 公証ユニットの設立及び解散、並びに県司法課の承認を得た上でのユニット長及び次長の任命又は解任について、郡行政機関に提案する。
6. 公証ユニットの設置及び人員の増強を提案する。
7. 公証情報システムを構築、管理及び利用する。
8. 個人、法人又は組織からの提案を受理し、検討し、解決する。
9. その他の関係事務所及び関係者と調整する。
10. 公証業務の実施状況を定期的に県司法課及び郡行政機関に総括して報告する。

11. 法律に定めるその他の権利を行使し、その他の義務を履行する。

### 53条 外務省の権利及び義務（新）

外務省は、公証業務の管理において、以下の権利及び義務を有する。

1. 公証業務に関する政策、法律及び規則を計画、プログラム、プロジェクト及び実施として策定する。
2. 司法省に対し、公証組織の新設および人員の増強を提案する。
3. ラオス人民民主共和国の在外公館および領事館の公証人を任命または解任する。
4. ラオス人民民主共和国の在外公館および領事館の公証ユニットによる虚偽または違法な公証認証を撤回する。
5. 他者からの提案があった場合、外国における公証に関する必要な文書および情報を提供する。
6. 公証情報システムを構築、管理および使用する。
7. 個人、法人または組織からの提案を受理し、検討および解決する。
8. 公証業務の管理において、司法省およびその他の関係者と調整する。
9. 法律に定められたその他の権利を行使し、その他の義務を履行する。

### 54条 各部門及びその他の関係者の権利と義務（改正）

各部門及びその他の関係者は、公証業務の管理において、それぞれの役割と責任に基づき、司法セクター及び外務省と連携する権利と義務を有する。

## 第2章

### 公証業務の検査

#### 55条 検査機関（改正）

公証業務の検査機関は、以下のとおりとする。

1. 内部検査機関。本法第49条に規定する公証管理機関と同一の機関である。
2. 外部検査機関。国民議会、県人民議会、各級国家査察庁、国家会計検査機関、ラオス建国戦線、ラオス退役軍人連合、大衆組織及びメディアである。

#### 56条 検査の内容（改正）

公証業務の検査の内容は以下のとおりとする。

1. 公証業務に関する法律と規則の施行
2. 公証機関の組織及び活動
3. 公証機関職員の職務の執行
4. その他重要かつ必要と認められる内容

#### 57条 検査の形式（改正）

公証業務に対する検査には、次の3つの形式がある。

1. 定期検査：定期的に、時期を定めて計画に従って行う検査。
2. 予告検査：計画外の必要があると認められる場合、被検査者に事前に通知して行う検査。
3. 緊急検査：被検査者に事前に通知することなく、緊急に行う検査。

検査は、法令を厳格に遵守しなければならない。

### 第VII編

#### 制服、記章、徽章及び印章

#### 58条 制服及び印章（新）

公証機関職員は、司法省が定める制服及び徽章を着用して職務を行う。

#### 59条 紋章及び印章（改正）

公証機関は、公務に使用するための独自の紋章及び印章を有する。

在外公館及び領事館の公証ユニットの印章は、関係する大使館又は領事館の印章を用いる。

### 第VIII編

#### 顕著な功績を挙げた者に対する政策及び違反者に対する措置

#### 60条 顕著な功績を挙げた者に対する政策（改正）

公証業務の事実に基づきかつ適法な認証に積極的に貢献するなど、この法律の施行において顕著な功績を挙げた個人、法人又は団体には、法令に基づき表彰その他の措置が与えられる。

#### 61条 違反者に対する措置（改正）

禁止事項を含むこの法律に違反した個人、法人又は団体は、法令に基づき、指導教育、警告、懲戒、罰金、民事賠償又は刑事処罰の対象となる。

## 第IX編 最終規定

### 62条 施行

ラオス人民民主共和国政府が、この法律を施行する。

### 63条 発効（改正）

この法律は、2023年3月30日以降、ラオス人民民主共和国国家主席が公布令を發布し、官報に掲載された後、発効する。

この法律は、2009年11月26日付 公証法第11/NA号に代わるものである。

ラオス人民民主共和国国民議会議長  
Dr. サイソムポーン・ポムヴィハーン

### 以下翻訳者注

<sup>i</sup> 直訳すれば「モニタリング・検査」であり、2つの単語をつなげて慣用句となっている。ここでは「監視」と訳した。

<sup>ii</sup> 本法2条で、「公証（タビアンサーン）とは公証機関（オンカーン・タビアンサーン）の認証（カーン・ヤンユーン）…である」とされているが、法律内で「公証機関や公証一般」のことを指して「タビアンサーン」と言っていることも多い。そのため、「認証」そのものを指すときには、「公証の認証」というような書き方もしており、「公証（タビアンサーン）」と「認証（ヤンユーン）」という用語が同時に使用されているため、日本語翻訳上も言語に忠実に両用語が混在していることをご了承いただきたい。

<sup>iii</sup> 直訳では、「情報・ニュース・システム」（ラボップ・コームン・カオサーン）であるが、ここでは短く「情報システム」と訳した。

<sup>iv</sup> 今回の法律で新たに、公証機関において認証を行える権限者として、公証人（ナーイ・タビアンサーン）が設定された。